

福岡県公報

平成十八年三月一日
第二千五百二号

増刊 ①

福岡県規則第九号

福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

福岡県宅地建物取引業法施行細則（平成十二年福岡県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

目次

規則（第八号—第十号）

○福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

（建築指導課） 一

○福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 一

○福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

（労働政策課） 一

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十号
福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則（昭和四十六年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。
様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

靈式第一加から靈式第六加までの附則

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（平成九年福岡県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県那珂土木事務所建築指導課の項中「甘木」を「朝倉」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年三月一日

福岡県知事 麻生 渡

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)